

添付書類一覧表（農地転用許可申請【市街化調整区域】）

番号	添付書類の種類	備考
1	法人の定款、寄附行為、法人の登記事項証明書、団体の規約、会議録	<ul style="list-style-type: none"> ・定款・寄附行為はコピーやプリントアウトでよい ・団体の規約、会議録は法人格のない団体の場合 ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
2	土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 *最新の登記事項証明書を添付すること
3	地番表示図（公図等）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地の所在、地番、筆界を示すもの ・コピーでもよい *申請地及び周辺土地の地番・地目を記入すること。
4	位置図（付近状況図）	*申請地を図示すること
5	建物配置図（利用計画図）、造成計画図、縦横断面図、土量計算書、搬出入経路図	<ul style="list-style-type: none"> ・取水・排水系統、排水処理施設など併記できる場合は併記可 ・土量計算書、搬出入経路図は土石採取、産業廃棄物処分場などの転用の場合に添付する
6	農地復元誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・一時転用の場合、事業完了後、耕作の目的に供することを申述する計画書 *農地への埋め戻しには建設廃材、網下土砂など廃棄物の使用は認められない。
7	賃借地等の所有者同意書	・所有権以外の権限に基づいて申請する場合
8	小作人同意書（合意解約の通知書）等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地に地上権・賃借権等に基づく耕作者がいる場合 ・合意解約の通知書はコピーでもよい
9	他法令許認可書写	・コピー、プリントアウトを添付してもよい
10	土地改良区意見書	
11	取水・排水権利者同意書	
12	確定判決書（判決書謄本及び判決確定証明書）、調停調書写し	・単独申請の場合
13	競売（公売）を実施する旨の公告があったことを証する書面等	<ul style="list-style-type: none"> ・競売（公売）の場合 ・裁判所ホームページのプリントアウト、新聞のコピーでよい
14	親権者を証する書面	・未成年者の申請の場合
15	住民票の写し	・譲渡人の現住所が土地の登記事項証明書と異なる場合
16	遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記未了の場合、被相続人の除籍謄本及び改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに代えて法定相続情報一覧図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本還付請求に応じる。）が必要となる。
17	一時利用地指定証明書	・申請地が土地改良事業の施行地（一時利用指定を受けている）の場合
18	地積測量図	・申請地面積が登記簿と著しく異なる場合、申請地の形状が公図上と異なる場合等
19	法人貸借対照表、損益計算書、団体収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・転用事業の確実性を資金面において判断する資料 ・概要書を添付してもよい ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
20	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が申請地で何らかの事業を行う場合に事業内容の詳細を記述する（申請面積（同一転用案件について複数の申請をする場合は申請面積の合計）が1,000㎡以上の場合、1,000㎡未満でも事業計画の詳細を申請書に記述できない場合に添付する）
21	早期転用理由書	・取得後3年未満の農地を転用する場合

番号	添付書類の種類	備考
22	農林漁業者証明（農地基本台帳）	・都市計画法第29条開発許可との関連確認のため
23	既存施設配置図	・現施設等移転の事案で、緊急必要性を明確にする場合
24	建築年月日確認資料	・都市計画法との調整をする必要のある場合
25	必要な資力及び信用があることを証する書面	・残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）、融資（見込、予定）証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査結果通知、知人等から資金を借りる場合は借用書、金融機関の担当者等による融資相談中である旨の証明書など（農地転用申請者と口座名義人又は融資を受ける者が異なる場合は、戸籍謄本（抄本）・住民票等により続柄等を調べ、両者が異なることに合理性があることを確認する。続柄等から合理性が確認できない場合は、借用書等、農地転用申請者が口座名義人又は融資を受ける者から資金提供を受けたことを確認できる書類が必要である。） ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
26	農地等被害防除施設の概要	
27	その他	必要に応じて、始末書、誓約書など

R5.4.1

【注意事項】

- 申請書は3部（正本1部、副本2部）してください。
- 申請書が複数枚に渡る場合、割印をしてください。
- 申請書副本の印影はコピー不可です。
- 各添付書類は2部（正本1部、副本1部）提出してください。
- 添付書類の原本は全て正本に綴じてください。添付書類の副本はコピー可とします。
- 行政書士等による代理申請の場合、委任状の添付が必要です。
- 申請の締め日は毎月5日です。締め日が閉庁日の場合は、翌開庁日が締め日となります。

※土地改良区域内の農地については、各土地改良区（碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ淵悪水土地改良区）に地区除外申請等が必要な場合がありますので、直接、各土地改良区にお問い合わせください。